

## 「知的財産推進計画2013」の策定に向けた意見

### 1. クラウドサービスを加速させるための法的環境整備

#### (1) 技術中立性、相互運用性及びデータ可搬性の確保

BSAは、クラウドコンピューティングが、引き続き、情報技術分野の中で重要な技術の1つであると考える。クラウド関連サービスの著しい発展が見込まれるだけでなく、全ての組織が効率や生産性の向上の恩恵を受けるため、国及び各産業にとって、経済的に遙かに多くの価値が付加されるものである。

このようなクラウドサービスの普及を支える重要ないくつかの政策のうち、データ可搬性の確保と国際的な法規制の協調は非常に重要である。そして、世界中で円滑にデータが移転されるには、異なるクラウドプロバイダー間のものを含めて、オープンであることと相互運用性が促進されることが必要となる。そのため、政府はクラウドプロバイダーに課される法的義務の矛盾を最小限にし、ユーザーの選択肢確保の観点から技術中立性を保ち、産業界とともに標準を開発すべきである。

この点、「これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理（案）コンテンツ強化関連」21頁では「日の丸クラウド」に言及があり、同22頁では「第三のOSを国策で作る」といった、特定の技術を政府が推奨する、またはデータセンターの立地やデータの所在地に条件を課すことやこれらを想起させる記述があるが、そのような政策には反対である。前述のとおり、クラウドサービスの普及にはデータ可搬性の確保と国際的な法規制の協調が不可欠であり、世界のICTをリードする日本においてこれを阻害するような政策を取ってはならず、むしろAPECや二国間の協議を通じて国際的な法規制の協調を推進していくべきである。

この点、日米クラウドコンピューティング民間作業部会報告書<sup>1</sup>においても、クラウドコンピューティングにかかる直接・間接的な規制は必要最低限とすべきこと、クラウドサービスの利用促進は内外を問わずサービス提供を行う事業者に対する同じルールの適用のもと、公正な競争を促す環境作りが重要であり、この点で、日本と米国は協調し、他の国との規範となることが望ましい、と指摘されている。日本の産業界を含む幅広いステークホルダーは、オープンなクラウドコンピューティングを促進する環境を望んでおり、クラウドサービスに関する法的環境の整備においてこの点を十分考慮することが不可欠である。

#### (2) アクセスコントロールに関する法改正

クラウドに関する知的財産権の保護で重要なことは、継続的な技術革新を促進するため、クラウドの基礎となる開発を明確に保護し、その不正利用や侵害に対する積極的な執行を定めることであると考える。

<sup>1</sup> [http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/073\\_honbun.html](http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/073_honbun.html)

この点、クラウドサービスの普及により、ソフトウェア等著作物を必ずしもダウンロードせずにアクセスをして使用する形態が広まるため、これに伴い、技術的保護手段の回避規制の重要性は増すにもかかわらず、現在の著作権法及び不正競争防止法における規制では不十分であり、更なる検討を行うべきと考える。著作物を保護するためのアクセスコントロールの技術には多種多様なものがあり、これらの技術を広く取り込めるものを、アクセスコントロール技術の定義規定とし、また、規制する回避行為の対象を拡大すべきである。即ち、技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、現在の規制では不十分である。例えば、現在でも、正規ユーザーに与えられる固有の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアに用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶが、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、機器やプログラムの販売等のみを禁止する現行法の規制は不十分である。前記のクラウド時代の新しい侵害形態を考えれば、なおさら、自ら回避する行為及び回避に関する不正な取引を規制すべきである。

## 2. TPP 交渉参加の支持

安倍首相は日本の TPP 交渉参加を発表したが、BSA は日本の TPP 交渉参加を支持する。不正コピーの撲滅は、ソフトウェア業界にとって最重要課題のうちの 1 つであるが、BSA は、TPP 交渉により高いレベルでの知的財産権保護が締約国間で実現することを強く望む。

## 3. 不正に製造された商品のグローバル流通の防止

「これまでの専門調査会・ワーキンググループの議論を踏まえた論点整理（案） 競争力強化・」22 頁では、営業秘密侵害行為により不正に製造された商品のグローバル流通を防止するための国際協調の在り方について、海外の制度や動向を調査・研究しつつ、検討に着手することが必要ではないか、との考えが示されている。この点、特に新興国におけるフェアとは言えない不正な環境の下での製造行為により、高いレベルでのコンプライアンスを目指す日本の産業が損害を受けることに鑑みれば、調査・研究の対象を営業秘密侵害行為に限定する必要はなく、不正な行為への対応策に関して幅広く海外の制度や動向を調査すべきである。この点、著作権に関しても、ソフトウェアの不正利用により全体の製造コストを安く押さえるなどの不当な行為が行われており、幅広い調査が有益であると考える。

## 4. 画像デザイン保護拡充に向けた意匠法の迅速な改正

産業構造審議会知的財産政策部会において検討され基本的方向性がまとめられた、画像デザイン保護拡充の基本的方向性（アプリ、汎用 O S、ウェブページ等の、物品と独立し

て創作され、流通する画像デザインについては情報機器の画像として、機器横断的な意匠権を設定すること）を支持し、迅速な法改正を求める。そのような画像デザインは、デザイナーやソフトウェア企業が多大な労力と費用をかけて創作したものであるとともに、競争の源泉となるものであるからこれを十分に保護すべきであるし、欧州や米国並みに画像デザインの保護を拡充することは、日本において画像デザインに関連する産業の活性化と競争力強化に役立つものである。

## 5. 著作権法上の論点

### (1) 不明確又は十分な根拠に基づかない著作権法の権利制限を行わないこと

デジタル著作物について権利侵害が容易に行われる環境下にあって、著作権者の権利は強力に保護されるべきである。しかしながら、近年、著作権の権利制限につき多くの議論がなされている。B S Aは、権利制限は権利保護を減じることが正当化できる例外的な場面に限って、非常に狭い範囲で適用されるべきであると考える。この観点から、B S Aは、今後、権利制限の一般規定の更なる拡大等を安易に行うべきではないと考える。また、権利者及び著作物の利用者双方にとって、いかなる行為が適法なのか予測可能であるために、権利制限規定の文言は、曖昧さを排除し明確であることが必要である。

### (2) ソフトウェアに関するダウンロード違法化

2009年に著作権法30条が改正され、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う行為は、私的使用目的の複製であっても違法とされた。しかし、同様の状況でのソフトウェアのダウンロードは違法とされておらず、著作物の種類によって不合理な差別が生じている。また、このことはソフトウェアのユーザーに対して誤解を与えるメッセージを与えることになり、ソフトウェア産業に損害を及ぼすものである。従って、同法30条について必要な改正を行い、ソフトウェアのダウンロード違法化について法整備を行うべきである。

### (3) 法定賠償

早急に法定賠償制度を採用すべきである。デジタル著作物の複製は、安価で、大量に、品質を落とさずに可能であり、オンラインを使っての違法複製物の頒布は、瞬時に、広範囲に、大量に、経費をかけることなく行うことができる。法定賠償制度の論点は長らく議論されてきたものの、民法の損害賠償制度との調和、他の権利侵害との整合性等の観点から見送られてきた。しかし、デジタル著作物の複製やオンラインでの侵害は、上記特徴を有するものであり、侵害行為の容易さに比し、権利執行を行う手間と費用が膨大であり、バランスを失し、効果的な権利行使の妨げとなっている。

法定賠償額は、第一義的には、正規小売価格を参照して決定すべきである。また、裁判所は、（1）侵害行為の性質や目的、（2）侵害の範囲、（3）著作権者が被った損害、（4）

侵害者が受けた利益、（5）手続前又は手続における侵害者の態様等の要素を考慮することもできる。

近年、権利制限規定の議論が多くなされているが、侵害行為に対する権利行使を充実させる議論は行われていない。ネットワーク社会において、グローバルに権利行使をしていかなければならない著作権者の権利保護を支えるため、日本も率先して、先進的で効率的な権利行使のための法制度を確立していくべきである。

以上